



# 新型コロナウイルスワクチン接種のお知らせ

●問い合わせ 【接種券などについて】役場新型コロナウイルス感染症対策室 ☎096(285)7787  
【ワクチン接種の予約】大津町ワクチン接種コールセンター ☎096(352)6666

## 令和5年春開始接種は8月31日まで

65歳以上の高齢者や基礎疾患がある人を対象とした「令和5年春開始接種」は8月31日までです。接種を希望する人は早めにご予約ください。

### ■予約と接種のスケジュール

予約受付開始日	接種期間(予定)
8月2日(水) 午前9時～	8月14日(月)～8月31日(木)

※予約は定員に達するまで、受付開始日以降も受け付けます。  
ワクチン接種医療機関は、予約サイトでご確認ください。

## 予約方法

- 大津町専用予約サイト(推奨) <https://vaccine-yoyaku.jp/ozu/>
- 大津町ワクチン接種コールセンター ☎096(352)6666

町専用予約サイトはこちら▶



### 12歳以上の初回接種

初回接種(1・2回目)の予約は大津町専用予約サイトで予約ができません。希望する場合は、大津町ワクチン接種コールセンターにお問い合わせください。

### 乳幼児・小児ワクチン接種 ※初回接種

6カ月～11歳までのワクチン接種を行っています。

- 医療機関 なみかわ小児科
  - ワクチンの種類 ファイザー社製(乳幼児・小児用)
- ※対象者に接種券とワクチン接種のお知らせを送付します。

### 小児オミクロンワクチンでの追加接種

対象は5歳～11歳の初回接種(1・2回目)終了後、3カ月が経過した人です。

- ワクチンの種類  
ファイザー社製(小児用オミクロン株対応ワクチン)  
※対象者には接種3カ月経過時に接種券を送付します。



## 9月以降に令和5年秋開始接種が始まります

9月以降には初回接種を終えた全ての5歳以上の人を対象に追加接種を予定しています。

- 接種券  
令和5年春開始接種や令和4年秋開始接種(オミクロン株ワクチン追加接種)を受けた人には接種が可能な時期に接種券を郵送します。前回、接種をせずに接種券を使用していない人には接種券は郵送しません。お持ちの接種券を使用してください。
- 接種場所 町内の医療機関  
※集団接種は予定していません。

- 予約方法  
大津町ワクチン接種コールセンターか大津町専用予約サイトから予約
- 使用ワクチン  
現在流行している「オミクロン株 XBB.1」を含むワクチン(予定)
- 接種スケジュール  
決定次第お知らせします。  
町ホームページで随時公開します。

町ホームページはこちら▶



### 大津町に転入後、接種券の発行を希望する人

転入前の接種履歴の確認を行うため、接種済証を窓口を持参するか、「接種券発行申請フォーム」で申請してください。  
接種が可能な時期に接種券を郵送します。

接種券発行申請フォームはこちら▶



のこと、少し勉強してみませんか?

# 住民税の仕組みを掘り下げてみよう!

●問い合わせ 役場税務課 住民税係 ☎096(293)3117

個人の住民税は、住民にとって身近な仕事の費用をそれぞれの負担能力に応じて分担し合うという性格の税金であることから、所得税よりも納める人の範囲は広がっています。

住民税は、地域住民全員が地域の奉仕活動をする代わりに、自分の所得の一定割合を税として納める「地域社会の会費」のような特徴を持つ税金です。

## 1月1日時点で住んでいる市町村から課税

住民税は1月1日時点で住んでいる市町村から課税します。1月2日以降に転出した場合は、転入先の市町村からの課税ではなく、転出した市町村から課税します。転入先と転出先の2つの市町村から二重課税されることはありません。また、住民票を残したまま、別の市町村にその年の1月1日に住んでいる場合には、実際に住んでいる市町村から課税します。住民税は均等割と所得割で算出します。ただし、非課税の制度により、条件や所得額によって非課税になる場合があります。

	納税義務者	市町村に住所がある人
納める住民税		
均等割		○
所得割		○

※住所は1月1日現在で判断します。

## 税額控除の違い

基礎控除(所得税の場合)	48万円	5万円の差があります
基礎控除(住民税の場合)	43万円	

住民税は、所得税と同様で前年の収入に対して課税します。ただし、税額控除の金額は所得税よりも低い金額になります。例えば、上の表を見てみると控除に差があることが分かります。これは、広い範囲の人に地域社会の費用について負担を求める仕組みとなっているためです。

住民税の所得割税率は10%です(町民税6%、県民税4%)。退職所得や土地建物、株式や公債の譲渡所得などは、特別の税額計算を行います。

## 住民税の納税方法は2つ

納税方法は普通徴収と特別徴収の2つの方法があり、特別徴収は給与からと公的年金からの2つがあります。

方法	内容
普通徴収	事業所得者などの住民税は、納税通知書によって町から通知し6月、8月、11月、翌年の1月の4回の納期に分けて納税することを普通徴収といいます。
給与からの特別徴収	給与所得者の住民税は、特別徴収税額通知書により、町が給与の支払者を通じて通知します。給与の支払者が毎月の給与の支払の際に、給与所得者の給与から税金を徴収し、これを翌月の10日までに町に納入します。これを「給与からの特別徴収」といい、給与の支払者を特別徴収義務者といいます。 退職により給与の支払を受けなくなった場合、その翌月以降に特別徴収をすることができなくなった残りの住民税の額は、次のような場合を除いて、普通徴収によって徴収します。 (ア) 新しい会社に再就職し、引き続き特別徴収することを特別徴収義務者に申し出た場合 (イ) 6月1日から12月31日までの間に退職した人で、残税額を支給される退職手当などからまとめて特別徴収することを申し出た場合 (ウ) 翌年1月1日から4月30日までの間に退職した人で(ア)に該当しない人の場合(原則、本人の申出がなくても給与から退職金から残税額を徴収します)
公的年金からの特別徴収	65歳以上の公的年金受給者の年金所得に係る住民税は、税額決定通知書により町から通知され、公的年金の支払者が年金の支払の際に公的年金受給者の年金から引き落として、これを翌月の10日までに町に納入します。これを「公的年金からの特別徴収」といい、公的年金の支払者を特別徴収義務者といいます。 年金所得と給与所得の両方があり、住民税の課税対象となる場合は、公的年金からの特別徴収と給与からの特別徴収のどちらか一方にまとめることはできません。それぞれの所得からの特別徴収になります。 また、前年度に公的年金からの特別徴収が中止となった場合などに、翌年度の再開時期までの間が普通徴収になる場合もあります。